



令和2年8月7日

報道関係各位

～令和元年東日本台風の教訓を活かし、次の災害に備えた協力体制を構築～

福生市と福生市社会福祉協議会が災害時における 避難行動要支援者の搬送等について協定を締結しました

昨年10月に発生した令和元年東日本台風（台風第19号）上陸の際には、福生市においても初めて避難指示（緊急）を発令し、多くの方が避難を余儀なくされました。

このうち避難の際に、第三者の支援が必要となる避難行動要支援者の避難において、その移送手段が課題となっていたため、市と福生市社会福祉協議会は、福生市社会福祉協議会の人員および車両の提供に関する協定を、令和2年7月31日付けで締結しました。

■要配慮者の安否確認および搬送等に関する協定を締結

現在、福生市が管理する公用車のうち、車いすの搬送が可能な車両は1台のみとなっており、昨年10月に発生した令和元年東日本台風（台風第19号）対応の際には、避難情報発令時の避難行動要支援者の避難所等への移送手段が大きな課題となっていました。

そこで、計5台の車いす対応車両を保有する福生市社会福祉協議会と協定を締結し、有事の際には同協議会の職員、市職員や自主防災組織、民生委員などの地域の方々と連携して、避難行動要支援者の安否確認を行い、必要な場合は避難所等まで車両による移送を行うことで、災害時における要配慮者の支援策を拡充させます。

■協定について

【締結日】令和2年7月31日付け ※締結式等は実施していません。

【締結先】社会福祉法人福生市社会福祉協議会（福生市南田園 2-13-1）

【問合せ】安全安心まちづくり課防災係 ☎042-551-1638